

# 規制当局と競争当局の間の支援・協働についての試論

菅野 貴樹

## 1. 序論

### (1) 課題

公益事業に競争促進措置を講じる方法を検討するためには、事業法と競争法（独占的、協調的、または競争方法として不公正な行動を防ぐことを目的とする法律の総称）との関係、ひいてはこれらを所管する規制当局と競争当局との関係が大きな論点となる。

まず、事業法及び競争法をそれぞれ排他的に適用すること、すなわち、一つの法律を適用する際に他の法律の適用を排除させることの是非が問題となる。伝統的な公益事業規制（後述）が揺らぎ、公益事業に対する競争法の積極的な適用が歓迎された中で、このことが問題となったのである。

しかし、アメリカにおいて、事業法及びアメリカ反トラスト法（アメリカにおける競争法の総称）の制定後には、両者の関係に新たな視点が生まれていたと考えるべきである。この視点とは、事業法が競争法の執行に資する関係である。すなわち、競争当局または裁判所が競争法を執行する際に、規制当局の支援を受ける、または、規制当局の行為（行政処分等）を取り入れる関係である。同様に、競争法が事業法の執行に資する関係もあり、これらを合わせて、この視点は、事業法と競争法との間で、ひいては規制当局と競争当局（特記ないときは裁判所を含む。以下同じ）との間で支援・協働する関係である（本稿においては、双方向（相互）の支援を「協働」と特記する。）。この視点は、従来の公益事業に競争促進措置を講じる方法では認識されていなかった。規制当局、競争当局、または裁判所の排他的な法執行を否定する立場であっても、それぞれ別個に並行して執行する運用しか念頭に置かないように考えられてきた。

## (2) 問題意識

このことについて、本稿の問題意識は、規制当局と競争当局との間で支援・協働する場合が生じるというものである。この問題意識から、先行研究として、規制当局と競争当局との間の支援・協働について、歴史的過程の順を追ってキーポイントとなる事例（事業法と競争法との間の支援・協働についての事例を含む。以下同じ）を検討してきた<sup>1)</sup>。

本稿は、これらの事例について歴史的過程の順を追って整理し、規制当局と競争当局との間の支援・協働について、必要性及び合理性、並びに方法及び内容の共通性をまとめる。その上で、反トラスト法の審議過程を振り返り、「支援・協働が、common law を事業法及び競争法に成文化化した趣旨を事実上受け継いだものである。」旨の試論を提示するものである。

無論、歴史的過程の順を追って検討することについて、果たして現代的な意味があるのかという批判はあろう。また、規制当局と競争当局との間の支援・協働の方法が多岐に亘っているところ、本稿は、先行研究として検討してきた支援・協働の事例をたどるものであり、支援・協働について網羅的に検討しておらず、関連する論点を検討するものでもない。このため、本稿の推論を規制当局と競争当局との関係の一般論にまで敷衍して提起するには、論証が不足していることは否めないであろう。

しかし、規制当局と競争当局との間の支援・協働について、歴史的過程においてキーポイントとなる事例を検討することで、一応の推定が成り立つことも考えられる。また、本稿の問題意識は、先例が乏しいものであることから、公益事業に競争促進措置を講じる方法を検討するのに新たな視点を提供する意義

---

1) 菅野貴樹「アメリカ反トラスト法の審議過程：事業法との関係を巡る議論についての一考察」商学討究 65巻1号 183頁以下（2014年）[菅野 [2014]]、菅野貴樹「競争法と事業法の関係についての一考察」商学討究 68巻1号 283頁以下（2017年）[菅野 [2017]]、菅野貴樹「1996年アメリカ電気通信法 271条(d)(2)(A)に基づく「協議」について」商学討究 70巻4号 269頁以下（2020年）[菅野 [2020]]、菅野貴樹「T-Mobile 及び Sprint の事業統合事例：連邦通信委員会及び司法省の協働関係について」商学討究 72巻2・3号 85頁以下（2021年）[菅野 [2021]]

があると考えられる。

## 2. 規制当局と競争当局との関係の概要

規制当局と競争当局との間の支援・協働の事例を検討する前に、公益事業に競争促進措置を講じることについて、規制当局と競争当局との関係の概要を整理する。

伝統的な公益事業規制においては、公益事業は事業法の適用を中心として、競争法の適用は明示的または黙示的に免除された。このため、それぞれの法制度（事業法または競争法）は区別され、事業法を所管する規制当局と競争法を所管する競争当局とが、それぞれの対象ごとに権限行使を分担する格好となっていた。その上で、規制当局が保有する「データ」及び有する「専門的技術に基づく知見（以下、「知見」。データと知見とを合わせて「データ等」）」、並びに行使する審査手段（「審査」には「立証」の意味を含む。以下同じ）及び救済手段と、競争当局が保有する（有する）、及び行使するそれらとは、区別され、行政手続過程及び訴訟過程は、それぞれの法制度の中で完結していた。

これに対して、伝統的な公益事業規制が揺らぎ、公益事業に対する競争法の積極的な適用が歓迎された中で、公益事業に競争促進措置を講じるためには、二つの方法があるとされる。一つは、競争法が適用される場合でも、従来のように事業法の適用を中心にして、事業法により競争促進措置を講じる方法である。もう一つは、事業法が適用される場合でも、競争法の適用が可能であるならば、競争法の適用を否定しないものである。

ここで、後者の立場に立ったとき、二つの必要性が生じる。

一つは、規制当局及び競争当局の一体となった審査体制及び救済体制の必要性である。規制当局及び競争当局は、それぞれの所管事項について、審査及び救済措置を講じる権限を有する。ここで、複数の所管事項に渡る事例については、これらの規制当局及び競争当局が、それぞれの所管事項ごとに分担して審査及び救済措置を講じることとなる。このとき、一貫した包括的な救済を図る

ためには、これらの規制当局及び競争当局は、所管事項を超えて、事例の全体を視野に入れ、それぞれの審査及び救済措置を矛盾なく実行可能とすべく、何らかの調整を図る必要が生じるのである。

もう一つは、データ等の提供による支援・協働の必要性である（先行している規制当局の行為（行政処分等）を一方的に取り入れるの必要性を含む。）。規制当局及び競争当局は、それぞれの所管事業について、データ等を保有して（有して）いる。このとき、複数の所管事項に渡る事例について、一貫した包括的な救済を図るためには、それぞれのデータ等の提供が必要かつ合理的となるのである<sup>2)</sup>。

### 3. 支援・協働の事例の整理

これらを踏まえて、先行研究として検討してきた規制当局と競争当局との間の支援・協働の事例について、歴史的過程の順を追って整理する。

#### (1) 反トラスト法の審議過程

まず、反トラスト法の審議過程における事業法と反トラスト法との関係を巡る議論について検討すると、反トラスト法である Sherman 法<sup>3)</sup>、Clayton 法<sup>4)</sup>、及び連邦取引委員会法<sup>5)</sup>、並びに事業法である州際通商法<sup>6)</sup>が、common carrier における輸送独占に関して、排他的ではなく、非排他的に適用することを意図して制定されたことが認められる<sup>7)</sup>。

Sherman 法の審議過程において、Sherman 上院議員は「common law の古

2) 菅野 [2021] [前掲注1] 86, 102 頁。

3) ch. 647, 26 Stat. 209, 15 U.S.C. § 1-7 [Sherman Act].

4) Pub. L. 63-212, 38 Stat. 730, enacted October 15, 1914, codified at 15 U.S.C. § 12-27, 29 U.S.C. § 52-53 [Clayton Act].

5) Federal Trade Commission Act of 1914, 15 U.S.C. §§ 41-58.

6) Interstate Commerce Act of 1887, Pub.L. 49-104, 24 Stat. 379, 49 U.S.C. § 1 et seq.

7) 菅野 [2014] [前掲注1] 200 頁。

くよくよく認識された原理を適用するものである。」と説明した<sup>8)</sup>。しかし、この原理が「公的職業 (public calling / public employment)」という事業法における原理であり、トラストを巡る事件判決の一例として、事業法上の義務を巡る事件判決を引用していることから、提案時には、事業法と反トラスト法とを区別しておらず、両者の関係を意識していなかったものと考えられる<sup>9)</sup>。

また、Sherman 法の下院修正案及びこれを踏まえた上院修正案を巡る審議過程における賛否を見ると、州際通商法と Sherman 法との関係について、ある種の意見の一致があったものと考えられる。一致した考えとは、両者が、common carrier の輸送独占に関して、排他的ではなく、非排他的に適用しうるものと考えられていたことである。さらに、一致した考えから、Sherman 法は、追加した救済措置によって州際通商法の原理の施行を大いに支援することを意図したものと踏み込んで解釈できるのである<sup>10)</sup>。

加えて、Clayton 法 11 条<sup>11)</sup> の追加を巡る審議過程を見ると、Clayton 法及び連邦取引委員会法と、既存の Sherman 法及び州際通商法との関係についても、ある種の意見の一致があったものと考えられる。一致した考えとは、排他的ではなく、非排他的に適用しうるものと考えられていたことである<sup>12)</sup>。

## (2) 行政処分等の救済措置への取り入れ

次に、伝統的な公益事業規制が揺らいだ中での、公益事業に対する競争法の積極的な適用について検討すると、単独の取引拒絶規制における救済措置を効果的にするため、規制当局の行為 (行政処分等) を救済措置に取り入れる必要が生じたことが認められる。

8) 21 Cong. Rec. 2456 (1890). 菅野 [2014] [前掲注 1] 184 頁。

9) 同 185-87 頁。

10) 同 187, 192-95 頁。

11) Clayton 法 11 条 (提案時は 9b 条, 以下同じ。) は, Clayton 法 2 条, 3 条 (4 条), 7 条 (8 条), 及び 8 条 (9 条) が, common carrier に適用される時は州際商業委員会に, その他の全ての商業に適用される時は連邦取引委員会において行使されることとする。同 196-97 頁。51 Cong. Rec. 14223-24 (1914)。

12) 菅野 [2014] [前掲注 1] 198-200 頁。

公益事業には、鉄道事業を地域別に統合する1920年運送法<sup>13)</sup>の制定を端緒として、伝統的な公益事業規制が課された<sup>14)</sup>。伝統的な公益事業規制とは、参入規制及び価格規制を講じるものであった。その上で、公益事業は事業法の適用を中心として、競争法の適用は明示的または黙示的に免除された<sup>15)</sup>。

その後、このような伝統的な公益事業規制の監督不足を補完する方法として、公益事業に対する競争法の積極的な適用が歓迎された。というのは、当時、公益事業規制には、規制当局に付与されている規制権限が制限されている問題があった。また、既存の事業者を優遇するなど、事業監督の公正さが懸念される事態も生じていたからである<sup>16)</sup>。

しかし、競争法の積極的な適用は、同時に、単独の取引拒絶規制における救済措置の問題に直面した。単独の取引拒絶については、唯一の効果的な救済措置は取引命令である。このため、救済措置を設定するため、価格及び条件設定並びに継続的な事業監督を行う必要が生じたからである<sup>17)</sup>。こうした単独の取引拒絶規制の問題は、競争法の執行体制の問題であり、「制度上の権限と現実的な任務との厳しい不整合」と総括された<sup>18)</sup>。

こうしたことから、単独の取引拒絶規制における救済措置を効果的にするた

---

13) Transportation Act of 1920, Pub. L. 66-152, 41 Stat. 456.

14) 先述のとおり、競争法を制定した際には、事業法及び競争法は、排他的ではなく、非排他的に適用することを意図して制定されたものであった。

15) 鉄道事業を例に取ると、企業合同（結合）における適用免除について、根岸哲『規制産業の経済法研究第I巻』65頁（成文堂、1984年）〔初出「政府規制産業における規制と競争機能との交錯—アメリカ運送事業における展開を中心にして—（一）・（二）」神戸法学雑誌19巻1・2号1頁以下及び369頁以下（1969年）〕、運賃協定における適用免除について、同88頁。

16) 菅野〔2017〕〔前掲注1〕276-77頁。

17) 同277頁。Richard A. Posner, *Antitrust Law* 242 (2nd ed., 2001).

18) 規制当局が専門的及び統一的な知識及び判断能力を有するとともに、継続的な事業監督を行っているのに対し、裁判所は個々に判決するに留まるからである。菅野〔2017〕〔前掲注1〕277-78頁。Charles River Associates, "Energy / Utilities Paned," In *Economists' Perspectives on Antitrust Today: Antitrust in Regulated Industries*, Boston, Charles River Associates, 70-71 (1990), Richard J. Pierce, Jr., "Using the Gas Industry as a Guide to Reconstituting the Electricity Industry," *Reserch in Law and Economics*, vol. 13, 7-56, 26-28 (1991).

め、規制当局の行為（行政処分等）を救済措置に取り入れる必要が生じたのである。単独の取引拒絶について、いわゆる essential facility を認めた判例のうち公益事業に対する判例が、この典型例であった<sup>19)</sup>。

### (3) 支援の端緒

他方で、競争法の積極的な適用から、規制当局と反トラスト法廷（裁判所）との機能分担のあり方の問題が生じた。このため、primary jurisdiction doctrine（以下、PJD）について検討すると、訴訟当事者にとって時間的及び経済的負担が課される問題から、「争点照会」と称される規制当局から反トラスト法廷への支援の枠組みが生み出され、派生的に支援の端緒となったことが認められる。

PJDとは、元来、行政機関と裁判所との機能分担のあり方に関して、「裁判所が救済措置を付与する権限を有しているが、差し控える。」ことを求める法理であった<sup>20)</sup>。

しかし、PJDに関するこのような判断枠組みは、「裁判所→行政機関→裁判

---

19) 単独の取引拒絶について、いわゆる essential facility を認めた判例のうち公益事業に対する判例は、公益事業規制の規制権限及び救済措置の内容を補完する必要があるときに、競争法の適用を認めるものであった。菅野 [2017] [前掲注 1] 285-87 頁。

20) 根岸 [前掲注 15] 注 1 (128 頁)。實方謙二『経済規制と競争政策』156 頁 (成文堂, 1983 年) [初出「産業別規制と競争維持政策の調整－規制委員会の第一次管轄権について－」法學志林 67 卷 1・2 号 1 頁以下 (1970 年)]。Richard J. Pierce, Jr., *Administrative Law Treatise* 1162 (5th ed., Wolters Kluwer Law & Business 2010) [hereinafter *Pierce [2010]*]; Phillip E. Areeda & Herbert Hovenkamp, *Antitrust Law: an analysis of antitrust principles and their application* ¶224d1, 408 (4th ed., Wolters Kluwer Law & Business 2013). リチャード・J・ピアース・Jr. (正木宏長訳)『アメリカ行政法』149 頁 (勁草書房, 2017 年) [ピアース [2017]]。裁判所の訴訟手続を差し控えることを求める積極的な理由としては、判断の統一性、及び判断の専門性が、消極的な理由としては、「適法性議論の一応の成立」の原則（事業法との「衝突」を回避するのに必要な範囲に限ってこの法理を適用すること。）が示されていた。根岸 [前掲注 15] 130-31 頁。實方 [前掲注 20] 158-63 頁。西島羽和明「反トラスト法訴訟と Primary Jurisdiction の法理－司法と行政の機能分担に関連して(二)－」早稲田政治公法研究 10 号 219 頁以下, 221 頁(1981 年)。

所」と紛争解決のフォーラムの移動を意味したため、訴訟当事者にとって時間的及び経済的負担が課されるという問題が生じた。このため、まず、「<却下から中断>という手法」により行政機関の第一次管轄権を維持しつつも事案を裁判所に係属させておくことが試みられた<sup>21)</sup>。他方で、「<却下から中断>という手法」を採っても、紛争解決のフォーラムの移動の解消には至らないことから、次に、裁判所のみ審査で済ませることが試みられた。この訴訟手続は、「争点照会 (reference)」と称される<sup>22)</sup>。現在の学説においては、「争点照会」は、PJDの代替的手段であるとされる<sup>23)</sup>。

21) PJD についての判例の変遷について、El Dorado 事件判決は、「争点が州際通商委員会に付託されている間、裁判所は単に審理を中止しておくべきであった。」と判示し、二審判決を破棄差戻して訴訟管轄権の維持を命じた。また、Western Pacific 事件判決は、「行政機関の見解を求めて当該争点を付託している間、司法過程は停止される。」と判示した。さらに、Ricci 事件判決は、「もし当該争点が解決されたらそれは裁判所が反トラスト問題を審理するうえで実質的資料 (material aid) になってくれることが期待され、それが無い場合よりもはるかに審理しやすい立場 (a much better position) にたつことになる。」と判示した。Deaktor 事件判決は、「実質的資料」概念を PJD の独立した根拠であると判示した。General American Tank Car Corp. v. El Dorado Terminal Co., 308 U.S. 422, 433 (1940) [El Dorado]; United States v. Western Pacific Railroad Co., 352 U.S. 59, 63-64 (1956); Ricci v. Chicago Mercantile Exchange, 409 U.S. 289, 305-06 (1973); Chicago Mercantile v. Deaktor, 414 U.S. 113, 114-15 (1973). Ricci 事件判決の「実質的資料」概念について、西鳥羽和明「Primary Jurisdiction 法理の比較法的考察—司法と行政の機能分担に関連して (四)・完—」早稲田政治公法研究 14 号 209 頁以下、221 頁及び注 15 (1984 年) [西鳥羽 [1984]]。西鳥羽和明「司法と行政の管轄権競合の調整と機能分担 (二) —アメリカ行政法における primary jurisdiction 法理をひとつの素材として」近大法学 34 卷 1・2 号 33 頁以下、40-41 頁 (1986 年)。西鳥羽和明「司法と行政の管轄権競合の調整と機能分担 (三) —アメリカ行政法における primary jurisdiction 法理をひとつの素材として」近大法学 34 卷 3・4 号 1 頁以下、17 頁 (1987 年)。高橋正人「本案審理前における謙讓的法理の展開 (二) —アメリカにおける二つの法理の展開と課題—」法学 72 卷 4 号、90 頁以下、99, 106, 113-17 頁 (2008 年)。

22) 「争点照会」とは、裁判所 (または訴訟当事者) が訴訟の争点の照会または助言の要請を行うものであり、照会または要請を受けた行政機関が訴訟参加の意思を表明するか、裁判所の友 (amicus curiae) として法廷助言書 (amicus brief, 法廷意見書も同義) を回答として提出する訴訟手続である。西鳥羽 [1984] [前掲注 21] 233-34 頁。高橋 [前掲注 21] 117-22 頁。

23) 「争点照会」は、PJD とは対照的に、訴訟を進展させる訴訟手続である。Pierce は、「行政機関の意思決定手続における遅延の可能性が、PJD の代替的手段として



こうしたPJDについての判例及び学説の変遷の途上において、「<却下から中断>という手法」を採用することで、派生的に支援の端緒となった事例として、AT&T分割（修正同意審決。以下、修正MFJ）に至る訴訟過程での中間判決があった。司法省（以下、DOJ）の訴えに対し、反トラスト法廷は連邦通信委員会（以下、FCC）に対し「争点照会」を行ったところ、FCCは法廷助言書において支援を表明し<sup>24)</sup>、法廷助言書を用いた支援の枠組みが以後の訴訟過程に適用された<sup>25)</sup>。この訴訟事例の争点は、競争法の適用除外であったが、事実認定の問題についても支援の対象となったのである。また、この結果として、AT&T分割（修正MFJ）に資する訴訟遂行を完遂させたとともに、以降の先例となったのである<sup>26)</sup>。

#### (4) 支援・協働の展開

この支援の端緒となった事例に対して、AT&T分割（修正MFJ）以降の歴史的過程において、法制度における支援を検討すると、「協議」の法制度について、助言する形態による支援と考えられていたことが認められる。また、行

---

「争点照会」等の使用を誘発する。」と総括する。*Pierce*[2010], *supra* note 20, at 1212-13. ピアース [2017] [前掲注 20] 149-50 頁。

24) Memorandum of FCC as Amicus Curiae, 62 F.C.C. 2d 1102, Appendix: 301-02 (1977) [hereinafter *FCC*[1977]]. 菅野 [2020] [前掲注 1] 272 頁, 菅野 [2021] [前掲注 1] 87 頁。FCCは、具体的手続として「PJDに基づく争点照会」の枠組みを明示した。もっとも、法廷助言書においては、「争点照会」をPJDを具体化する手段として位置付けており、「争点照会」をPJDの代替的手段と位置付ける現在の学説と異なることには注意すべきである。*FCC*[1977], *supra* note 24, at 343-44; *Pierce*[2010], *supra* note 20, at 1212-13. ピアース [2017] [前掲注 20] 194-50 頁, 菅野 [2020] [前掲注 1] 注 9。

25) *United States v. AT&T*, 427 F. Supp. 57, 62-63 (D.D.C. 1976) (Waddy, J.), *cert. denied*, 429 U.S. 1071 (1977), *cert. denied*, No. 77-1009 (D.C.Cir., 1977), *cert. denied*, 434 U.S. 966 (1977). 菅野 [2020] [前掲注 1] 272 頁, 菅野 [2021] [前掲注 1] 87 頁。

26) 菅野 [2020] [前掲注 1] 272 頁, 菅野 [2021] [前掲注 1] 87 頁。しかし、この訴訟事例における支援は、訴訟に至ってから事後的に行われたものである。また、FCCから法廷（間接的にはDOJ）を一方的に支援するものであって、FCCとDOJとの間で、それぞれ相手方の行為を積極的に支援した、相互により密接な協働関係が生じていたものとは言い難かったのである。同 87-88 頁。

政手続過程、及び訴訟過程における支援・協働を検討すると、事業統合事例について、相互により密接な協働関係が生じていたことが認められる。

まず、法制度における支援として、修正 MFJ をいわば置換するものである、1996年アメリカ電気通信法<sup>27)</sup> 271条(d)(2)(A)に基づく、FCCから司法長官(実務はDOJが行う。)に対する「協議」を受けての意見提出があった<sup>28)</sup>。FCCは、Bell系地域電話会社が長距離部門等に再参入することについて、許可・不許可するのに必要な反トラスト分析の専門的技術(に基づく知見)を有しない。これに対し、DOJは、AT&T分割の実績、及び修正MFJによる役割によって、反トラスト分析の専門的技術(に基づく知見)を有するとされた。同法の審議過程を見ると、「協議」は、許可・不許可するのに必要な反トラスト分析の専門的技術(に基づく知見)を助言する形態による支援と考えられていたことが認められる<sup>29)</sup>。また、「協議」の運用実績を見ると、DOJの意見が助言として機能していたことも認められる<sup>30)</sup>。

また、行政手続過程、及び訴訟過程における支援・協働として、T-Mobile及びSprintの事業統合事例における、FCCとDOJとの協働があった。移動体通信事業の事業統合は、1934年通信法<sup>31)</sup> 214条及び310条(d)に基づく電気通信事業の事業免許及び電波周波数使用免許(以下、免許等)の移転を伴うことから、免許等の許可の審査及び救済措置と、Clayton法7条に基づく事業統合の審査及び救済措置とが密接不可分となる<sup>32)</sup>。FCCによる免許等の移転の

---

27) Telecommunication Act of 1996, Pub. L. 104-104, 110 Stat. 56, codified as amended at 47 U.S.C. § 5.

28) 1996年電気通信法の成立の背景として、先述したAT&T分割(修正MFJ)から約10年が経過し、産業構造の見直しによるBell系地域電話会社の事業制限の解除、及びClinton政権の「情報スーパー・ハイウェイ構想」への法的対応が求められていたことがある。菅野 [2020] [前掲注1] 272頁。

29) 同法の審議過程において、「法案と独立したSherman法及びClayton法の適用を認める。」と意見の一致を見たことは、「協議」には、FCCとDOJとの双方の合意を有しない。」旨の意味を持つと考えられる。同280-82頁。

30) 同283-85頁。

31) Communication Act of 1934, Pub. L. 73-416, 48 Stat. 1064.

32) 菅野 [2021] [前掲注1] 88頁。

許可<sup>33)</sup>と、DOJ等による事業統合の同意判決案<sup>34)</sup>とを突合して比較対照すると、許可及び同意判決案の一体となった構成、並びにデータ等の提供による支援があり、FCCとDOJとの間で協働関係が生じていたことが認められる<sup>35)</sup>。

#### 4. 支援・協働の必要性及び合理性、並びに方法及び内容

これらを踏まえて、規制当局と競争当局との間の支援・協働について、必要性及び合理性、並びに方法及び内容を検討する（支援される行政機関または裁判所の利点を一義的に考え、支援する（黙認を含む。以下同じ）行政機関の意思を問わないこととして、一方的に取り入れるものを支援に含む。）。

##### (1) 支援・協働の必要性及び合理性

支援・協働の必要性及び合理性は、支援（取り入れ）の方向性（一方的または双方向（相互）。以下同じ）で分類することができる。

まず、先行している規制当局の行為（行政処分等）を一方的に取り入れるものとして、単独の取引拒絶における規制当局の行為（行政処分等）の取り入れがある。救済措置（取引命令）を設定するため、価格及び条件設定並びに継続的な事業監督を行う必要が生じる<sup>36)</sup>。このため、審査及び救済措置の成果である規制当局の行為（行政処分等）を使用する必要性及び合理性が生じるのであ

---

33) Memorandum Opinion and Order, Declaratory Ruling and Order of Proposed Modification, 344 FCC Rcd. 10578 (2019). 菅野 [2021] [前掲注 1] 89-93 頁。

34) United States v. Deutsche Telekom AG (D.D.C. 2020). 菅野 [2021] [前掲注 1] 93-95 頁。

35) FCC 及び DOJ の協働関係は、調整した上で、FCC によるデータの提供、並びに電気通信及び電波周波数管理の知見の提供、並びに DOJ による反トラスト分析の知見の提供によって、それぞれ相手方の行為を積極的に支援したことと要約できる。同 98-101 頁。

36) 特に、公益事業の場合、多くは自然独占であることから、固定費用の賦課の問題が生じ、価格及び条件設定はより困難である。この問題は、「裁判所は Sherman 法 1 条または 2 条に問われた訴えについて個々に判決するに留まる。」競争法の執行一般についての執行体制の問題でもある。菅野 [2017] [前掲注 1] 277-78 頁。

る。

次に、一方的に支援するものとして、単独の取引拒絶における法廷助言書による支援がある。規制当局は、継続的な事業監督の結果として、データ等を保有する（有する）。このため、より適切に判断するには、事実認定に資するデータ等の提供を受ける必要性及び合理性が生じるのである<sup>37)</sup>。

同様に、一方的に支援するものとして、「協議」を受けての意見提出による支援がある。規制当局は、許可・不許可するのに必要な反トラスト分析の知見を有しないのに対して、競争当局は、反トラスト分析の知見を有する。このため、反トラスト分析の知見の助言を受ける必要性及び合理性が生じるのである<sup>38)</sup>。

これらに対して、双方向（相互）に協働するものとして、公益事業の事業統合における協働がある。公益事業の事業統合は、行政処分等を伴うことから、規制当局が権限を有する許可の審査及び救済措置と、競争当局が権限を有する事業統合の審査及び救済措置とが密接不可分となる<sup>39)</sup>。このため、より適切に判断するには、審査及び救済措置の判断に必要なデータ等を融通することなどの必要性及び合理性が生じるのである<sup>40)</sup>。

これらをまとめると、一方的に支援する（取り入れる）ものは、規制当局または競争当局の審査及び救済措置が執行体制の問題から困難な場合に、支援（取り入れ）の必要性及び合理性が生じることが認められる。また、双方向（相互）に協働するものは、規制当局及び競争当局の審査及び救済措置が密接不可分な場合に、一貫した包括的な救済を図るために、協働の必要性及び合理性が生じることが認められる。

---

37) 前掲注 26 と同じ。

38) 菅野 [2020] [前掲注 1] 282 頁。

39) 前掲注 32 と同じ。

40) 審査及び救済措置の判断に必要なデータ等を融通すれば、より適切に判断できるのである。また、複数の知見を組み合わせれば高度かつ複合的な見地から判断できるのである。さらに、同様の判断を行うことで判断の統一性も図られるのである。菅野 [2021] [前掲注 1] 86 頁。

## (2) 支援・協働の方法及び内容

支援・協働の方法及び内容も、支援（取り入れ）の方向性で分類することができる。

まず、一方的に取り入れるものとして、単独の取引拒絶における規制当局の行為（行政処分等）の取り入れは、反トラスト法廷が、行政処分等を事実認定する方法で、行政処分等の内容及び理由を審査に取り入れるものである<sup>41)</sup>。また、行政処分等の内容と同種の内容の救済措置を課すなどの方法で、行政処分等の内容及び理由を救済措置に取り入れるものである<sup>42)</sup>。

次に、一方的に支援するものとして、法廷助言書による支援は、規制当局が、保有する（有する）データ等を使用した法廷助言書を提出する方法で、反トラスト法廷（間接的には競争当局）の事実認定に資するデータ等を提供するものである<sup>43)</sup>。

同様に、一方的に支援するものとして、「協議」を受けての意見提出による支援は、競争当局が、反トラスト分析の専門的技術（に基づく知見）を踏まえた意見を提出する方法で、許可・不許可するのに必要な反トラスト分析の知見を助言するものである<sup>44)</sup>。

これらに対して、双方向（相互）に協働するものとして、公益事業の事業統合における協働は、規制当局及び競争当局が、一貫した包括的な救済を図るた

---

41) 菅野 [2017] [前掲注 1] 286 頁。単独の取引拒絶については、i) 規制当局の規制権限を有しない行為があるところで、行政処分等の対象となる行為と反トラスト訴訟の対象となる行為とに相違があるもの、及び ii) 規制当局の行政処分等の内容（相互接続命令等）と反トラスト訴訟の救済措置の内容（3 倍賠償等）とに相違があるものがある。同 285-86 頁。

42) 同 286-87 頁。行政処分等の内容と反トラスト訴訟の救済処置の内容が同種であるものについては、同種の内容の救済措置を課することができる。相違があるものについても、禁止命令を課すものは、対象となる行為とが一連のものであることから、行政処分等の内容が反トラスト訴訟の救済措置を課すことに資する。また、3 倍賠償を課すものは、行政処分等の理由から損害内容が確定され、損害額の算定を通じて救済措置（3 倍賠償）の算定に資する。同頁。

43) 菅野 [2021] [前掲注 1] 87-88 頁。

44) 前掲注 38 と同じ。

めに、調整した上で<sup>45)</sup>、公益事業のデータ等、及び反トラスト分析の知見を提供する方法で、競争への影響（侵害）、統合の効率性、及び問題解消措置の審査及び救済措置に資するデータ等を提供するものである<sup>46)</sup>。

これらをまとめると、支援・協働の方法については、反トラスト訴訟（審査及び救済措置への取り入れ、法廷助言書の提出）から、行政手続過程及び訴訟過程（許可に当たっての「協議」を受けての意見提出、許可手続及び審査手続における提供）へと、事後の訴訟手続から事前手続へと進展している。また、支援・協働の手続きが多岐に亘っている中で、双方向（相互）の協働など、相互により密接な方向に進展していることが認められる。

また、支援・協働の内容については、他の法制度に基づき規制当局または競争当局が保有する（有する）データ等の提供であることが認められる。一方的に取り入れるものは、他の法制度に基づく審査及び救済措置の成果（行政処分等）であるが、これらの審査及び救済措置の成果（行政処分等）は、他の法制度に基づき保有する（有する）データ等に基づくものであり、このことを含めて「データ等の提供」とまとめることができるのである。

## 5. 支援・協働の由来

### (1) 概説

先行研究として検討してきた支援・協働の事例は、AT&T分割（修正MFJ）等を例として、公益事業に競争促進措置を講じることにに関して、相互に関連した一連の事例である。また、これらの事例は、規制当局と競争当局と

45) 菅野 [2021] [前掲注 1] 99 頁。

46) 競争への影響（侵害）について、FCC は、DOJ に、市場シェア及び消費者代替性を算出するのに必要があった電気通信事業のデータを提供した。統合の効率性について、FCC の電気通信及び電波周波数管理の専門的技術に基づく判断が、DOJ の同意判決案に強く影響したものと推測できる。さらに、問題解消措置について、DOJ の反トラスト分析の専門的技術に基づく判断が、FCC の追加の許可に影響を及ぼしたことも認められる。同 99-101 頁。

の間の支援・協働について、歴史的過程においてキーポイントとなる事例である。

ところで、これらの事例について、支援・協働の必要性及び合理性、並びに方法及び内容を見ると、何らかの共通性が認められる。ここで、支援・協働の必要性及び合理性の共通性として認められた「審査及び救済措置が執行体制の問題から困難」とは、「行政手続過程及び訴訟過程を、それぞれの法制度の中で完結させて審査手段及び救済手段を行使できない。」ことを意味する。とすれば、このことから、そもそも「何故「審査及び救済措置が困難で、他の規制当局または競争当局の支援・協働を必要とする。」法制度が生み出されたのか。」の疑問が生じる。

そして、時間的経過が長きに渡る事例に共通するものであることから、このことは歴史的過程に由来するのではないかと考えることができる。ここで、伝統的な公益事業規制を議論の出発点とした学説において、支援・協働を論じたものは乏しい。とすれば、この共通性は伝統的な公益事業規制が課される以前、すなわち反トラスト法の審議過程における事業法と反トラスト法との関係に由来するのではないかと考えることができるのである。

こうしたことから、反トラスト法の審議過程における事業法と反トラスト法との関係を巡る議論を振り返って検討することとしたい。

## (2) 反トラスト法の審議過程を振り返っての検討

先述のとおり、Sherman 法は、「common law の古くよく認識された原理を適用するものである。」と説明される<sup>47)</sup>。common law の原理について、Phillip E. Areeda, Herbert Hovenkamp 及び Roger D. Blair は、「単に連邦裁判所に広大な権限を付与したに過ぎなかった。」と結論付ける<sup>48)</sup>。ここで、Areeda,

47) 前掲注8と同じ。

48) Areeda, Hovenkamp, 及び Blair は、「議会がいかなる doctrine も採用しなかったこと、及び common law による独占が公共または準公共の権限によって付与または保持されたものであったこと。」を理由として、単に連邦裁判所に広大な権限を付与したに過ぎなかったと結論付けた。Phillip E. Areeda, Herbert

Hovenkamp 及び Blair の言う「権限の付与」とは、裁判所に、common law 上の救済権限に加えて、成文法上の救済権限を追加したものと考えることができる<sup>49)</sup>。

同様に、事業法と common law との関係を見ると、事業法である州際通商法も、州際商業委員会（制定当時。州際通商委員会を経て、現陸上交通委員会）に、common law 上の救済権限に加えて、成文法上の審査権限及び救済権限を追加したものと考えることができる。すなわち、事業法及び競争法は、同一の common law の原理を成文化化したものである<sup>50)</sup>。

ここで、州際通商法及び Sherman 法は、排他的ではなく、非排他的に適用しうるものと考えられていたとされる<sup>51)</sup>。さらに、Sherman 法は、追加した救済措置によって州際通商法の原理の施行を大いに支援することを意図したものと踏み込んで解釈できる<sup>52)</sup>。このことは、「審査権限及び救済権限、ひいては審査手段及び救済手段が全体的に増加することから、審査及び救済が容易になる。」ことを言っているものと考えられる。

したがって、common law を事業法及び競争法に成文化した趣旨は、「事業法及び競争法ともに、慣習法である common law に、審査手段及び救済手段を（事業法、競争法の）区別なしに追加するものであった。」と考えることができる。

### (3) 複数の法制度にまたがる支援・協働の方法

ところで、この趣旨は、「規制当局または競争当局は、それぞれの法制度（事

---

Hovenkamp & Roger D. Blair, *Antitrust Law: an analysis of antitrust principles and their application*, ¶ 301a, at 3-4 (2nd ed., Wolters Kluwer Law & Business 2000). 菅野 [2014] [前掲注 1] 185 頁。

49) Sherman 法は、DOJ にも、審査権限を追加したものと考えることができる。また、連邦取引委員会法も、連邦取引委員会に、救済権限及び審査権限を追加したものと考えることができる。

50) 前掲注 9 と同じ。

51) 州際通商法と Clayton 法及び連邦取引委員会法との関係についても同様である。

52) 前掲注 10 と同じ。



業法または競争法)に基づき保有する(有する)データ等のみを使用して、審査及び救済する。」ことを前提として、「i) 法制度(事業法または競争法), ii) 所管する行政機関(規制当局または競争当局), iii) 保有する(有する)データ等, 並びに iv) それぞれの法制度の中で完結している審査手段及び救済手段を一セットごとに追加する。」ように見える。

伝統的な公益事業規制においては、このように考えるのが適当であったかもしれない。繰り返しになるが、伝統的な公益事業規制においては、公益事業は事業法の適用を中心として、競争法の適用は明示的または黙示的に免除された<sup>53)</sup>。このため、それぞれの法制度(事業法または競争法)は区別され、規制当局と競争当局とが、それぞれの対象ごとに権限行使を分担する格好となっていた。その上で、規制当局が保有する(有する)データ等、並びに行使する審査手段及び救済手段と、競争当局が保有する(有する)、及び行使するそれらとは、区別され、行政手続過程及び訴訟過程は、それぞれの法制度の中で完結していたからである。

これに対して、伝統的な公益事業規制が揺らぎ、公益事業に対する競争法の積極的な適用が歓迎された中では、反トラスト法の審議過程における一致した考えに立ち返って、「複数の法制度にまたがる審査手続及び救済手続の追加」もこの趣旨に含まれることになるのではないかと考えられる(「複数の法制度にまたがる審査手段及び救済手段」とは、他の法制度に基づき保有する(有する)データ等を使用する、並びに他の法制度に基づく審査及び救済措置の成果(行政処分等)を取り入れる審査手段及び救済手段である。))。

というのは、反トラスト法の審議過程においては、規制当局が保有する(有する)データ等、並びに行使する審査手段及び救済手段と、競争当局が保有する(有する)、及び行使するそれらとを、区別して、行政手続過程及び訴訟過程を、それぞれの法制度の中で完結させる発想がなかったからである。むしろ、反トラスト法の審議過程における、「追加した救済措置によって州際通商法の原理

---

53) 前掲注15と同じ。

の施行を大いに支援する。」意図は、法手続がそれぞれの法制度の中で完結せず、複数の法制度にまたがることを前提としたものであった。反トラスト法に基づき審査手続及び救済手続を行使するのは、州際通商法に基づき州際商業委員会が有するデータ等を使用することを前提としたものであったからである。さらに、初期の事件判決においては、同一の訴訟で複数の法制度に基づく救済手段を組み合わせて起訴したのもあったのである<sup>54)</sup>。

したがって、common law を事業法及び競争法に成文化化した趣旨において、「追加する審査手段及び救済手段には、複数の法制度にまたがる審査手段及び救済手段を含むものであった。」と考えることができる。

## 6. 考察

### (1) まとめ

これらの検討を踏まえ、規制当局と競争当局との間の支援・協働について、必要性及び合理性、方法及び内容、並びに由来について、考察を行う。

先行研究として検討してきた規制当局と競争当局との間の支援・協働の事例をまとめると、まず、支援・協働の必要性及び合理性は、一方的に支援する（取り入れる）ものは、審査及び救済措置が執行体制の問題から困難な場合に、また、双方向（相互）に協働するものは、両者の審査及び救済措置が密接不可分な場合に、生じることが認められる。次に、支援・協働の方法は、支援・協働の手続きが多岐に亘っている中で、事後の訴訟手続から事前手続へと、また、相互により密接な方向に進展していることが認められる。さらに、支援・協働の内容は、他の法制度に基づき規制当局または競争当局が保有する（有する）データ等の提供（審査及び救済の成果（行政処分等）の取り入れを含む。）であることが認められる。

---

54) U.S. v. Reading Co., 226 U.S. 342 (1912). 小原敬士「アメリカにおける独占禁止政策の変遷(9)」公正取引70号13頁以下、16-17頁(公正取引協会, 1956年)。菅野[2014][前掲注1]注48。

その上で、支援・協働の由来は、反トラスト法の審議過程における、「複数の法制度にまたがる審査手段及び救済手段を含めて、審査手段及び救済手段を（事業法、競争法の）区別なしに追加する。」common law を事業法及び競争法に成文化化した趣旨にあることが認められる。

ところで、これらの事例は、common law を事業法及び競争法に成文化化した趣旨に当てはまると考えられる。これらの事例における支援・協働の必要性及び合理性、並びに方法及び内容が、この趣旨で説明できるからである<sup>55)</sup>。これらの事例は、AT&T分割（修正MFJ）等を例として、公益事業に競争促進措置を講じることに関して、相互に関連した一連の事例である。また、これらの事例は、事業法と競争法との関係、ひいては規制当局と競争当局との関係について、歴史的過程においてキーポイントとなる事例である。したがって、これらの事例は、支援・協働の由来として、反トラスト法の審議過程における、common law を事業法及び競争法に成文化化した趣旨を事実上受け継いだものであると考えてよいであろう。

支援・協働の由来について、「common law を事業法及び競争法に成文化した趣旨を事実上受け継いだものである。」旨の考えは、現在においても、この趣旨が、規制当局と競争当局との間で支援・協働する関係に内在していることを意味する。この趣旨が支援・協働する関係に内在している旨の考えは、規制当局と競争当局との間で支援・協働する関係とは如何なるものであるのかを

---

55) 先行研究として検討してきた事例における支援・協働の必要性及び合理性（執行体制の問題、密接不可分）は、この趣旨で説明できる。これらの事例における支援・協働の必要性及び合理性に対する解決方法は、「審査及び救済を容易にさせる。」ことである。このことは、この趣旨の目的と整合が取れるのである。また、これらの事例における支援・協働の方法も、この趣旨で説明できる。これらの事例における支援・協働の方法は、手続きが多岐に亘っている。このことは、この趣旨における「審査手段及び救済手段を追加する。」方法について、支援（取り入れ）の方向性を問わないことと整合が取れるのである。加えて、これらの事例における支援・協働の内容（データ等の提供）も、この趣旨で説明できる。これらの事例における支援・協働の内容についての効果は、「他の法制度を所管する行政機関が保有する（有する）データ等を使用させる。」ことである。このことは、この趣旨の結果と整合が取れるのである。

検討する、ひいては、公益事業に競争促進措置を講じる方法を検討するのに新たな視点を提供できると考えられるのである。

したがって、本稿は、先行研究として検討してきた事例から、規制当局と競争当局との間の支援・協働について、「審査及び救済措置が執行体制の問題から困難な場合に、または両者の審査及び救済措置が密接不可分な場合に、事後の訴訟手続から事前手続へと、また、相互により密接な方向に進展している方法で、保有する（有する）データ等（データ及び専門的技術に基づく知見）の提供を以て行われるもの。」と結論付ける。その上で、「[複数の法制度にまたがる審査手段及び救済手段を含めて、審査手段及び救済手段を（事業法、競争法の）区別なしに追加する。] common law を事業法及び競争法に成文化した趣旨を事実上受け継いだものである。」旨の試論を提示することとした。

無論、規制当局と競争当局との間の支援・協働の方法が多岐に亘っていると、本稿は、先行研究として検討してきた支援・協働の事例をたどったものであり、支援・協働について網羅的に検討しておらず、関連する論点を検討するものでもない。このため、本稿の推論を規制当局と競争当局との関係の一般論にまで敷衍して提起するには、論証が不足している旨の問題は残る。したがって、支援・協働の事例の更なる検討、関連する論点の検討については、今後の課題としたい。

## (2) 日本の法制度への示唆

最後に、日本における学説を振り返った上で、日本の法制度への示唆を述べることとしたい。

繰り返しになるが、公益事業に競争促進措置を講じる方法を取り上げる学説において、規制当局、競争当局、または裁判所の排他的な法執行を否定する立場であっても、それぞれ別個に並行して執行する運用しか念頭に置かないように考えられてきた。

土田和博教授は、日本における事業法と独占禁止法（競争法）との関係について、i) 独禁法優先説、ii) 独禁法による規制の差し控えを承認する説、iii)

事業法優先説、及び iv) 棲み分けのアプローチと分類する<sup>56)</sup>。その上で、自然独占性を一部に残しつつ、独占から競争への移行期にある公益事業については、事業法及び競争法とも共に検討・改善の余地があることから、両法を相互補完的に組み合わせる相互補完説を提示する<sup>57)</sup>。

友岡史仁教授は、「事業（規制）法の観点から独禁法（競争法）のあるべき方向性をとらえつつも、“競争余地”と独禁法の適用に至るまでを法理論的に

---

56) 土田和博「第15章 独禁法と事業法による公益事業規制のあり方」351頁以下、354-58頁〔『経済法のルネサンス 独占禁止法と事業法の再定位』（日本評論社、2022年）所収〕〔初出「独禁法と事業法による公益事業規制のあり方に関する一考察」土田和博・須網隆夫編『政府規制と経済法－規制改革時代の独禁法と事業法』（日本評論社、2006年）〕〔土田 [2022a]〕。i) 独禁法優先説として、岸井大太郎「公益事業の規制改革と独占禁止法－『領域特定規制』と独占禁止法」『公益事業の規制改革と競争政策』54頁以下（日本経済法学会年報23号、有斐閣、2002年）。ii) 独禁法による規制の差し控えを承認する説として、土佐和生「情報通信の規制改革と競争政策」『公益事業の規制改革と競争政策』90頁以下（日本経済法学会年報23号、有斐閣、2002年）。iii) 事業法優先説として、石川正「規制分野における独禁法のエンフォースメントについて」小早川光郎・宇賀克也編『行政法の発展と変革（下）（塩野宏先生古希記念）』564頁以下（有斐閣、2001年）。iv) 棲み分けのアプローチとして、多賀谷一照「電気事業法と独占禁止法」『電気事業と競争－その政策的課題の検討』15頁以下（日本エネルギー法研究所、2003年）。

57) 土田 [2022a] [前掲注56] 364頁。土田教授は、アメリカにおける事業法と反トラスト法との関係について、Credit Suisse 事件の最高裁判決が、事業法と反トラスト法とで許容しない行為等の基本的な方向は一致しているにもかかわらず反トラスト法の適用を除外したことを紹介する。土田和博「第17章 アメリカの独占的電気事業者とシャーマン法2条」397頁以下、402-04頁〔『経済法のルネサンス 独占禁止法と事業法の再定位』（日本評論社、2022年）所収〕〔初出「規制改革期における独占的電気事業者とシャーマン法2条」ジュリスト1330号（2007年）、及び「米国の独占的電気事業者とシャーマン法2条」舟田正之編著『電力改革と独占禁止法・競争政策』（有斐閣、2014年）〕〔土田 [2022b]〕。Credit Suisse Securities v. Billing, 551 U.S. 264 (2007)。その上で、「反トラスト法は市場が自由化された後に競争を保護し独占の形成を妨げる補助的役割を果たすもので、市場競争を創り出すこと自体を目的とするものとは考えられていない。」と認識するが、反トラスト法が事業法を補完する余地はあるとして、事業法が適用されない行為等を例示する。土田和博「第16章 規制改革と競争政策－電力自由化の比較法的検討」375頁以下、388-90頁〔『経済法のルネサンス 独占禁止法と事業法の再定位』（日本評論社、2022年）所収〕〔初出日本国際経済法学会編／村瀬信也編集代表『国際経済法講座Ⅰ』（法律文化社、2012年）〕。土田 [2022b] [前掲注57] 403-04頁も同趣旨。

埋める」ことを試みる<sup>58)</sup>。その上で、相互補完説について、「価値基準による優劣なく対等に扱おうとする」ことを「最適とされるのは首肯される」と評価するが、いかなる場合に相互補完的な関係になるかは依然不明であり、不安定な法律関係を強いる懸念から、両法が「相互に矛盾すると解し得る場合」にいずれの法を選択するかは、「事業（規制）法の趣旨・目的、手段、市場の実態などを総合的に考慮に入れ」るべきとする<sup>59)</sup>。

しかし、他の学説はもとより相互補完説においても、事業法及び競争法とも、行政手続過程及び訴訟過程を、それぞれ別個に並行して執行できる、すなわち、それぞれの法制度の中で完結させて審査手段及び救済手段を行使できることを前提としている。その上で、事業法と競争法とが矛盾するかを問題点として、その解決策を提起するものである<sup>60)</sup>。このように、これらの学説は、事業法と競争法との関係の一面（それぞれの審査及び救済措置を矛盾なく実行可能とすること）しか視野に入れていないのである。

さらに、これらの学説は、事業法と競争法とが矛盾するかを検討するにあたって、事業法を、i) 競争制限的、ii) 競争促進的、及び iii) 競争中立的と分類する<sup>61)</sup>。これは、伝統的な公益事業規制が競争制限的であったとされることを議

---

58) 友岡史仁「第6章 事業法と独禁法の関係－電気通信産業を素材にして」120頁以下、120頁〔『経済行政法の実践的研究』（信山社、2022年）所収〕〔初出「事業（規制）法に基づく行政上の諸規制と独禁法の適用関係論再考－電気通信事業法上のエンフォースメントと“競争余地”をめぐり」情報通信政策研究1巻2号15頁以下（2018年）〕。

59) 同126-28頁。友岡教授の評価に対する土田教授の見解として、土田〔2022a〕〔前掲注56〕374頁。

60) 土田教授は、事業法と反トラスト法との関係について、「相互調整・協力スキーム」を提示するが、このスキームは衝突が避けられないと予測される場合の解決策を示したに過ぎないのである。同371-72頁。高橋岩和教授も、アメリカにおける「FERC（連邦エネルギー規制委員会）と連邦競争行政庁（競争当局）との協同」を紹介する。高橋岩和「米国電力市場における市場支配力のコントロール」294頁以下、297-300頁〔舟田正之編著『電力改革と独占禁止法・競争政策』（有斐閣、2014年）所収〕。

61) 岸井大太郎教授は、「市場の競争に対する関わり方」に着目した分類として、i) 競争制限型、ii) 競争促進型、及び iii) 競争促進型を示す。岸井大太郎・大槻文俊・中川晶比兒・川島富士雄・稗貫俊文『経済法－独占禁止法と競争政策 第9版補訂』

論の出発点としたものである。しかし、それ以前の反トラスト法の審議過程における事業法と反トラスト法との関係を取り上げたものは乏しいのである。

このような状況に対して、繰り返しになるが、公益事業に競争促進措置を講じるには、規制当局及び競争当局の一体となった審査体制及び救済体制の必要性とともに、データ等の提供による支援・協働の必要性が生じる。複数の所管事項に渡る事例について、一貫した包括的な救済を図るためには、それぞれのデータ等の提供が必要かつ合理的となるのである。

本稿は、アメリカにおける規制当局と競争当局との間の支援・協働について検討したものであり、本稿の視点を日本の法制度に単純に当てはめることができないのは無論である。しかし、公益事業に競争促進措置を講じるために、規制当局と競争当局との間の支援・協働の必要性及び合理性が問われるのであれば、規制当局と競争当局との間で支援・協働する関係とは如何なるものであるかを検討する必要性が生じることも容易に想定される。

こうした意味において、本稿が、日本の法制度において、公益事業に競争促進措置を講じる方法を検討するのに新たな視点を提供できる一助になるとすれば、望外の喜びである<sup>62)</sup>。

---

369頁（有斐閣，2022年）（岸井大太郎執筆）。岸井大太郎『公的規制と独占禁止法－公益事業の経済法研究』83頁以下（商事法務，2017年）参照。

62) 本論文のうち意見に係る部分は個人的なものである。

